

子ども・子育て支援事業計画に係る平成 31 年度新規事業等

平成 31 年度における主な新規事業

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 就学前児童の教育・保育の充実

・ 保育所保育料の無償化（幼児教育無償化の実施） **新規**

【目的】

保育所保育料の無償化によって、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【事業概要】

平成 31 年 10 月から実施される幼児教育無償化の一環として、保育所保育料を無償化する。

【平成 31 年度事業実施の方向性・取組内容】

- ・ 3 歳以上児の保育料を無償化
- ・ 0 歳児から 2 歳児までの市民税非課税世帯の保育料を無償化

《対象者数》

3,459 人

【事業費（予算額）】

301,522 千円

・ 認可外保育施設利用給付（幼児教育無償化の実施） **新規**

【目的】

認可外保育施設の保育料無償化によって、認可外保育施設を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る。

【事業概要】

平成 31 年 10 月から実施される幼児教育無償化の一環として、保育の必要性があり、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保育料の軽減を図る。

【平成 31 年度事業実施の方向性・取組内容】

《補助内容》

- ・ 3 歳以上児 月額 37,000 円（上限）
- ・ 0 歳児から 2 歳児まで 月額 42,000 円（上限）

《対象者数》

延べ 65 人

【事業費（予算額）】

14,580 千円

その他事業（幼児教育無償化の実施） **新規**

- ・ 病児保育事業利用給付
- ・ 一時預かり事業利用給付
- ・ ファミリー・サポート・センター事業利用給付
- ・ 市立幼稚園保育料の無償化
- ・ 私立幼稚園就園奨励費
- ・ 私立幼稚園預かり保育料補助

・〈〈待機児童ZEROプラン〉〉（仮称）ねやがわ保育セミナー **新規**

【目的】

年間を通じた実務的なセミナーの開催によって、保育士等が働きやすい環境整備を推進する。

【事業概要】

民間保育所等と協働し、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。

【平成 31 年度事業実施の方向性・取組内容】

《テーマ別セミナー》

市内保育所等に就労している保育士を対象に、保育士の成長の支援のため、年間を通じて、障害児保育、家庭支援などのテーマに応じ、講義又は実践形式で実施

《全体セミナー》

市内保育所等に就労している保育士に加え、保育士志望の学生を対象に、保育士の成長の支援に加え、広域に情報発信することで保育士に優しいまちであることをPRすることを目的に、知名度の高い講師による 300 人規模の講座を開催

【事業費（予算額）】

1,010 千円

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

・ひとり親家庭等日常生活支援事業 **新規**

【目的】

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図る。

【事業概要】

自立促進のための活動その他の理由により日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣する。

【平成 31 年度事業実施の方向性・取組内容】

ひとり親家庭等の居宅において、食事の支度、居室の掃除、衣類の洗濯、日用品の買い物、簡単な身体介助等の支援を行う。

ただし、社会通念上の理由（一時的な疾病、残業、学校行事への参加等）や自立促進のための理由（資格取得のための通学や就職活動）などによる。

【事業費（予算額）】

350 千円

・母子家庭等就業・自立支援センター事業 **新規**

【目的】

ひとり親家庭等の自立支援を図る。

【事業概要】

就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行う。

【平成 31 年度事業実施の方向性・取組内容】

- ・就業支援
- ・就業支援講習会の開催
- ・就業情報の提供
- ・養育費等の相談

【事業費（予算額）】

1,403 千円

【廃止事業】

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

2 就学後の子どもの健全育成

・放課後校庭開放事業

【廃止理由】

平成 30 年度から全 24 小学校において「放課後子供教室推進事業」に統合し実施しているため、本事業を廃止する。

（参考）放課後子供教室推進事業

【概要・目的】

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行っている。

【取組内容】

- ・校庭開放サポーターが見守る中、平日の放課後等に校庭でボールや遊具等を利用して自由に遊ぶことができる「放課後校庭開放事業」については、放課後子供教室の体験プログラムの 1 つとして各小学校で実施。
- ・文化/芸術体験（茶道・書道・琴・和太鼓・絵画・陶芸など）
- ・スポーツ体験（サッカー・野球・ラグビー・ドッジボール・バレーボール・バトミントン・バスケットボール・ダンス・剣道など）
- ・学習支援（英語・英検・そろばん・読み聞かせなど）
- ・その他（料理教室・工作教室・生き物調査・伝承遊びなど）

・寝屋川市保育研究会における研究活動及び実践交流会

【廃止理由】

平成 31 年度から事業を開始する「(仮称)ねやがわ保育セミナー」において、各研修等を実施するため、本事業を廃止する。